

様式3

随意契約理由書

担 当 課
危機管理課

契約内容	契約件名	館山市防災行政無線屋外拡声子局等修繕工事
	業務概要	防災行政無線屋外拡声子局等4か所の修繕工事を行う。
	契約金額	金5,619,900円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年2月1日
	契約期間	令和5年2月1日 ～ 令和6年1月31日
	契約の相手	東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号 JRCシステムサービス株式会社関東支店
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
<p>令和4年9月に発生した落雷の影響等により故障している防災行政無線屋外拡声子局（鯨ボラ、大井、安房中継）及び移動系基地局（出野尾）の修繕工事を行う。</p> <p>請負業者のJRCシステムサービス株式会社は、当該子局を設置した日本無線株式会社の子会社として、現在、館山市防災行政無線保守点検委託業務を請け負っており、本請負業者以外の業者では、拡声放送をするためのインターフェースについて技術的要件を満たさないため、現有无線システムとの接続は不可能である。</p> <p>また、該当する屋外拡声子局等の不作動のため、防災行政無線による防災情報等の放送、通信ができない状況となっており、早急に修理を行い、復旧させる必要がある。</p>		

様式3

随意契約理由書

担当課
建築施設課

契約内容	契約件名	萱野住宅 浄化槽放流ポンプ交換工事
	業務概要	萱野住宅の浄化槽放流ポンプの交換及び、交換完了までの排水維持管理を行う。
	契約金額	金880,000円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年1月16日
	契約期間	令和5年1月16日 ～ 令和5年3月24日
	契約の相手	千葉県館山市上野原294-3 亀入ポンプ店
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
<p>萱野住宅の浄化槽放流ポンプに不具合が発生した。放流ポンプが停止すると、浄化槽機能が正常に作動なくなり、汚水の逆流や、周囲への流出が発生するため、極めて早急に対応する必要がある。契約先の業者は、市営住宅設備工事で多くの実績があり、早期の対応並びに完了までの継続的な排水維持管理が可能であることから、選定した。</p>		

様式3

随意契約理由書

担当課
環境センター

契約内容	契約件名	館山市衛生センター 電灯主幹盤修理工事
	業務概要	衛生センターの電灯主幹盤内の漏電遮断器の交換
	契約金額	金781,000円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年2月1日
	契約期間	令和5年2月1日 ～ 令和5年3月31日
	契約の相手	館山市館山1426-2 有限会社 濱田電業社
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
<p>衛生センターの電灯が頻繁に遮断されるため、原因を調査したところ、漏電遮断器が老朽化による誤作動を起こしていることが判明した。 このまま放置すると他の設備に影響を及ぼし、最悪の場合、し尿処理設備が停止し、市民生活に影響を及ぼす恐れがあるため、原因調査を行った本業者と随意契約を締結し、直ちに漏電遮断器を修理する。</p>		

様式3

随意契約理由書

担当課
建築施設課

契約内容	契約件名	館山小学校外壁等研り工事		
	業務概要	館山小学校の外壁等打診調査および浮き部研り作業を行う。		
	契約金額	金343,970円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和5年1月4日		
	契約期間	令和5年1月4日	～	令和5年2月28日
	契約の相手	館山市長須賀236-12 有限会社 田中建設工芸		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下			
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			

随意契約理由

校舎軒天が爆裂を起こし、コンクリート片が落下した。目視で確認したところ他にも浮いている箇所が複数見られ、危険な状態である。日常的に児童が通行する場所であることから緊急対応が必要と判断した。契約先の業者は早急な対応が可能であり、特に危険な箇所については冬季休業期間内に作業可能と確認がとれたため、随意契約を締結する。

様式3

随意契約理由書

担当課
建築施設課

契約内容	契約件名	九重小学校普通教室等天井補修工事	
	業務概要	普通教室及び特別支援教室の天井（梁）の仕上げモルタルが、経年劣化によりクラック及び浮きが発生していることから、落下する危険があるため、事故未然防止として補修工事を行う。	
	契約金額	金2,288,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和5年2月6日	
	契約期間	令和5年2月6日 ～ 令和5年3月27日	
	契約の相手	館山市北条2365番地 渡辺建設株式会社	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input checked="" type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき		

随意契約理由

天井（梁）の仕上げモルタルが落下する危険性があるため、緊急対応が必要である。当該業者は早急な対応が可能であると確認がとれたため、当該業者と随意契約をする。

様式3

随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（市道7034号線 倒木等撤去工事）	
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去 一式	
	契約金額	金603,900円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和5年2月13日	
	契約期間	令和5年2月13日 ～ 令和5年3月13日	
	契約の相手	館山市東長田312番地 有限会社 石渡造園土木	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契	<input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下	<input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下
		<input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下	<input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下
		<input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下	<input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>令和5年2月13日の大雨により、市道7034号線に倒竹木が発生した。倒木等に伴い、車両の通行に支障となり、大変危険な状況となっている。更なる被害を防止するため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)石渡造園土木は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)石渡造園土木と随意契約を締結するものである。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（市道7044号線 倒木等撤去工事）		
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去 一式		
	契約金額	金314,600円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和5年2月13日		
	契約期間	令和5年2月13日 ～ 令和5年3月20日		
	契約の相手	館山市長須賀155番地 新和緑地建設 有限会社		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契			
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負	130万円以下	<input type="checkbox"/> 財産の売払い	30万円以下
	<input type="checkbox"/> 財産の買入れ	80万円以下	<input type="checkbox"/> 物件の貸付け	30万円以下
	<input type="checkbox"/> 物件の借入	40万円以下	<input type="checkbox"/> その他のもの	50万円以下
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
<p>令和5年2月13日の大雨により、市道7044号線の路肩及び法面で倒竹木が発生した。倒木等に伴い、道路法面下の普通河川長田川の流れを阻害するなど、大変危険な状況となっている。更なる被害を防止するため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の新和緑地建設(有)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の新和緑地建設(有)と随意契約を締結するものである。</p>				

様式3

随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（普通河川金丸川 護岸復旧工事）
	業務概要	護岸復旧工事 一式 ・大型土のう製作・運搬・設置（耐候性（3年）大型土のう） N=22袋 ・松杭打設 N=22本 ・吸出し防止材敷設 N=1式 ・土工 N=1式 ・盛土 N=1式 ・排水構造物復旧 N=1式 ・暗渠排水管設置 N=1式 ・重機回送・諸経費 N=1式
	契約金額	金1,955,800円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年2月13日
	契約期間	令和5年2月13日 ～ 令和5年3月29日
契約の相手	館山市北条1890番地 株式会社 山崎工務店	

根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき
	<input checked="" type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由

令和5年2月13日の大雨により、普通河川金丸川が増水し土羽護岸が崩落した。崩落した土砂が河道内に堆積し、河道幅を狭め水流の支障となり、大変危険な状況となっている。当該被災箇所隣接する圃場も被災しており、地権者より早急な復旧について要望があり、更なる被害を防止するため、復旧工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(株)山崎工務店は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。
 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(株)山崎工務店と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

		担当課	
		建設課	
契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（普通河川笠沼川 護岸復旧工事）	
	業務概要	護岸復旧工事 一式 ・方塊ブロック運搬・設置(500×500×500) ・吸出し防止材敷設 ・土工 ・重機回送・諸経費	N=77個 N=1式 N=1式 N=1式
	契約金額	金1,526,800円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和5年2月13日	
	契約期間	令和5年2月13日 ～ 令和5年3月29日	
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社 鈴木建材興業	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input checked="" type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき		
随意契約理由			
<p>令和5年2月13日の大雨により、普通河川笠沼川が増水し護岸が崩落した。崩落に伴い、当該工事箇所に隣接する私道及び民地に被害が生じ大変危険な状態となっている。地元区より早急な復旧について要望があったため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)鈴木建材興業は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（坂足地内法定外水路外 堆積砂撤去工事）		
	業務概要	堆積砂撤去工事 一式 ・堆積砂撤去 一式		
	契約金額	金1,365,100円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和5年2月20日		
	契約期間	令和5年2月20日	～	令和5年3月29日
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社 鈴木建材興業		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契			
	<input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負	130万円以下	<input type="checkbox"/> 財産の売払い	30万円以下
	<input type="checkbox"/> 財産の買入れ	80万円以下	<input type="checkbox"/> 物件の貸付け	30万円以下
	<input type="checkbox"/> 物件の借入	40万円以下	<input type="checkbox"/> その他のもの	50万円以下
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input checked="" type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき				

随意契約理由

令和5年2月19日の強風により、坂足地内法定外水路の流末に海岸砂地の砂が堆積した。堆積砂に伴い、水路が閉塞し流れを阻害、上流部の民地が冠水する可能性があり大変危険な状態となっている。隣接する民地への冠水被害を防ぐため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の（有）鈴木建材興業 は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の（有）鈴木建材興業 と随意契約を締結するものである。